

事業名	いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	<p>新年度が始まって慣れてきた5月と、2学期が始まって学校行事もひと段落した11月に人間関係トラブルが多くなる傾向があることから、この2つの時期にキャンペーン月間を設定し、全市立学校を挙げて意識の高揚を図りつつ、いじめの未然防止に関する活動を実施することとした。</p>		
目的等	<p>いじめは決して許されない行為であること、どの学校にも起こり得ることを十分認識し、全市立学校における様々な取組を通して、児童生徒の「いじめをしない、させない、許さない」という意識を高め、未然防止を図る。</p> <p>&lt;目標&gt;年2回(5月・11月)のキャンペーンを実施し、各学校において独自のいじめ対策の取組を推進する。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; いじめ防止対策としては15年の歴史があり、各学校において児童会や生徒会中心に独自のいじめ防止対策に取り組んでいる。開始当初は、「いじめゼロキャンペーン」という名称で、毎年11月に実施してきたが、平成27年度から、「いじめ防止「きずな」キャンペーン」として、5月と11月の年2回実施している。いじめ防止のためにキャンペーンを実施することで、児童生徒による自主的な取組を支援し、「いじめをしない、させない、許さない」という児童生徒の意識を高める事業となっている。キャンペーンの内容としては、あいさつ運動や啓発ポスターづくり、標語募集など各校独自に企画、実行し、児童会や生徒会を中心に自主的な活動として取り組んでいる。【※別紙資料1-(1), (2), (3), (4)参照】</p> <p>&lt;実績&gt; 令和3年度は、年2回(5月・11月)のキャンペーンを実施し、各校の実態に合わせて、児童生徒が主体となって積極的にいじめ防止活動に取り組むなど意識を高めることができた。</p> <p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 令和2年度は5月が臨時休校期間にあったため6月に時期をずらしたが、令和3年度は例年どおり5月に実施した。</p>		
現状の課題	<p>各校創意を生かし取り組んでいるが、地域や家庭と連携しながら進めることにより、更なるいじめ防止の全市的な取り組みにつなげていくことが求められる。</p>		
令和4年度以降の取組	<p>児童生徒による主体的な活動をより一層進めるとともに、のぼり旗の掲揚、保護者案内文の配付、コミュニティ・スクール等での説明を通して、キャンペーン実施を地域住民に周知し、意識の共有や啓発を進めていく。</p>		

事業名	いじめ防止「きずな」サミットの開催	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	市立学校全校のリーダーが、それぞれのいじめ防止の取組を話し合うことで、いじめ防止のための意識の共有と自校の取組の参考にし、各校のいじめ防止活動の活性化をねらった。		
目的等	いじめをなくすための様々な取組を行うことにより、児童生徒のいじめ防止意識の向上と実践的取組の推進を図る。  <目標>「きずな」サミットを年1回開催し、児童生徒が主体となって、いじめ防止活動に取り組む意識を高める。		
実施内容	<概要> 平成20年度から、「いじめゼロキャンペーン」の一環として、各区の中の一つの地域を指定して実施してきた。平成26年度からは全市一斉に開催することになり、市立小中学校・中等教育学校の代表児童生徒が一堂に会し、いじめに対する課題を共有し、「いじめをなくしたい」という強い気持ちの醸成を図っている。サミットでは、いじめのない学校にするために自分たちができることについて、テーマに沿って協議を行っている。		
	<実績> 令和2年度の「いじめ防止の行動目標」を確認し、児童生徒が自らを振り返り、いじめ防止のために自分の学級や学校で具体的にできることを話し合い、「いじめ防止『きずな』アクション」【※別紙資料2-(1)参照】として実践することで、一人ひとりのいじめ防止についての意識をさらに高めさせた。		
	<令和2年度との相違点> 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、一堂に会しての実施は行わず、「差別と偏見について考えよう」の授業(話し合い活動)【※別紙資料2-(2), (3)参照】を行い、学級で出た意見をまとめ、各校としての行動目標を作成した。令和3年度は改めてその行動目標を確認し、さらに学校や個人の意識の高揚につなげた。		
現状の課題	各学校で設定した行動目標に向けて、創意工夫した取組を実践し、その内容について本庁舎1階に掲示するなど、市民への啓発に努めた。今後さらに児童生徒の取組について、積極的にマスメディアに情報発信を行うなど、市民への広報強化を行っていく必要がある。		
令和4年度以降の取組	児童一人ひとりがいじめについて向き合い考える機会を設けるほうがより効果的であるとの仙台市いじめ防止等対策検証会議の提案を受け、サミットの形ではなく、令和2年度及び令和3年度に実施したように、各学校で設定した行動目標に向けて、創意工夫する取組を実践していく。		

【事業単位個票】(令和3年度)

資料2

3

事業名	いじめストップリーダー研修の実施	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	各中学校のリーダーが会し、危機回避能力・問題解決能力の育成をすることで、各校生徒の主体的ないじめ防止に向けた活動の推進をねらった。		
目的等	<p>生徒の主体的ないじめ防止に向けた活動を推進するため、いじめ防止対策を推進するリーダーの育成を行う。</p> <p>&lt;目標&gt;いじめストップリーダー研修を年1回開催し、児童生徒が主体となって、いじめ防止活動に取り組む意識を高める。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 各学校において、生徒の主体的ないじめ防止に向けた活動を推進するために、市立中学校・中等教育学校の代表生徒(中学1・2年生から各1名、男女のバランスよく選出)が、市内施設で研修を行っている。研修では、いじめ防止に向けた活動や意見交換を行い、リーダーとしての資質を高めている。</p>		
	<p>&lt;実績&gt; 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、実施を見送った。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 令和2年度も、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、実施を見送っている。</p>		
現状の課題	一部の生徒をいじめ防止対策を推進するリーダーとして育成することの課題を踏まえて、各学校において、生徒が主体的に活動をする活動に見直しを図ること。		
令和4年度以降の取組	仙台市いじめ防止等対策検証会議の提案を受け、当事業を廃止し、各学校で話し合いをし活動に取り組む「いじめ防止「きずな」アクション」を発展させていく。		

事業名	小中高生の声～教えてください！！みんなの気持ち～の実施	担当課	子供未来局いじめ対策推進室
事業を実施した背景・課題等	平成30年度に仙台市いじめの防止等に関する条例骨子案への意見聴取を実施した。これをきっかけに、元年度以降も児童生徒自身の学び、子供の意見の大人への発信、いじめ防止やいじめ相談などの取組の意見聴取の場として引き続き声を収集することとなった。		
目的等	<p>児童生徒が、いじめに関する学びを体験し、新たな気づきを得る機会とする。また、児童生徒からの意見を大人に向けて発信することにより、社会全体でいじめの防止等に取り組む意識の高揚を図り、児童生徒からの意見を施策の参考とする。</p> <p>&lt;目標&gt;児童生徒からの意見等を聴き取り、広報啓発で活用する。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; いじめ対策推進室の職員が、市立小学校・中学校・高等学校に訪問し【*別紙資料4-(1)参照】、「大人にしてもらいたいこと」「自分や仲間を大切にすること」「いじめに関する相談」「地域との関わり」をテーマとして児童生徒間で意見交換を行うなど、児童生徒に学びや気づきの場を提供するとともに、出された意見を広報啓発施策に活用する。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、実施を見送っている。</p> <p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、実施を見送っている。 ※令和元年度は、小学校5校、中学校3校、高等学校2校(合計10校)、児童生徒96名が参加し、収集した声を仙台市ホームページに掲載した【*別紙資料4-(2)参照】。</p>		
現状の課題	これまで、一部の学校、一部の児童生徒の声を収集してきたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う中断以後の再開を視野に、より効果的な収集手法や活用を踏まえた事業展開について改めて検討すること。		
令和4年度以降の取組	社会全体でいじめの防止等に取り組むための施策に、児童生徒からの意見を生かすために、収集の仕方、活用の方を含めて再検討して取り組んでいく。		

事業名	情報モラル教育の推進	担当課	教育局教育指導課
事業を実施した背景・課題等	スマートフォン等の普及により、インターネット上でのコミュニケーションのあり方や日常生活における適切な情報端末の活用について、家庭と学校が共通認識のもと連携しながら、児童生徒の情報モラルを育成する必要がある。		
目的等	<p>児童生徒が情報社会の進展に主体的に対応できるようにするために、情報を適切に活用する能力や、情報化社会で適正に活動するための考え方や態度を育成する。</p> <p>&lt;目標&gt;情報モラル教育実践ガイド・啓発リーフレットを活用した授業実践例を増やし、児童生徒が情報を適切に活用する能力や、情報化社会で適正に活動するための考え方や態度を育成する。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt;                      仙台市GIGAスクール推進協議会の指導・助言を受けつつ、各学校において情報モラル教育実践ガイドを活用した情報モラルの授業を充実させるとともに、リーフレット【*別紙資料5参照】を活用しながら学校、家庭、地域との連携を図る。</p>		
	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の情報モラルに係る能力育成を目指し、全市立学校(園)において、情報モラルに関する授業を実践した。</li> <li>・安全・健康に配慮したインターネットの利用法などについて家族で一緒に考えることができる家庭向けリーフレットを発行した。</li> </ul>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において効果的に指導できるよう、情報モラル教育に係る実践事例を追加した。</li> <li>・家庭向けリーフレットについて、家庭での親子の対話を促すよう改訂、見直しを図った。</li> </ul>		
現状の課題	<p>「子供たちの主体的な活動」や「家庭での親子の対話」を啓発・促進しながら、情報モラルを含めた情報活用能力の向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒1人1台端末環境下における情報モラル教育の更なる充実に向けた実践事例の拡充。</li> <li>・情報モラルリーフレットの内容やテーマのマンネリ化解消と、より児童生徒の実態に合った家庭での活用と啓発。</li> </ul>		
令和4年度以降の取組	<p>仙台市GIGAスクール推進協議会での指導助言を受けつつ、各学校において情報モラル教育実践ガイド等を活用した情報モラルの授業を充実させる。</p> <p>家庭向け啓発リーフレットの内容を見直し、活用を促進しながら学校、家庭、地域が連携し、児童生徒の情報モラルの育成を図る。</p>		

事業名	いじめ対策専任教諭の配置	担当課	教育局教育相談課, 教職員課
事業を実施した背景・課題等	いじめ認知件数が増加傾向にある中, 困難化・深刻化しないためには, 早期発見, 適切な初期対応が不可欠であり, いじめに対応する専任の担当者が必要になっている。		
目的等	<p>中学校におけるいじめの未然防止及び早期発見, 発生時の迅速かつ適切な対応等を図るため, 各学校への専任教諭の配置を進める。</p> <p>&lt;目標&gt; 全中学校, 中等教育学校, 特別支援学校に配置し, いじめの未然防止等に向け, 担任の支援など中核的な役割を継続して担うことで, 組織的な対応力の向上につなげる。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt;                      全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校66校に配置。担任と連携しての対応・相談, 配慮を要する生徒の個別対応, 校内の巡回指導, いじめアンケートの集約や聴き取り, 不登校生徒への指導・支援, いじめ防止運動の企画・運営, 地域・関係機関との連携など, 学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。</p>		
	<p>&lt;実績&gt;                      全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校66校への配置を継続し, いじめの未然防止に向けた企画や活動の推進, さらに組織的な対応の中核として一定の水準が確保されている。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt;                      特に変更なし。</p>		
現状の課題	各学校にハンドブックや, スクールカウンセラー活用例が示された資料等を配布して, スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職との連携強化を図るとともに, 教員の研修を充実させ, いじめ対策専任教諭を中心に適切な情報共有と迅速な行動連携がなされるよう組織的な対応力の向上を図っていく。		
令和4年度以降の取組	全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校66校への配置を継続し, 迅速かつ適切な組織的対応を推進していく。		

事業名	児童支援教諭の配置	担当課	教育局教育相談課, 教職員課
事業を実施した背景・課題等	いじめ認知件数や不登校の人数が増加傾向にあり, 初期段階から中心となって対応する担当者が必要になっている。		
目的等	<p>小学校におけるいじめ, 不登校等の課題に対応するため, 指導や対応の中心的存在になるとともに, コーディネーターとしての役割を果たす児童支援教諭の配置を進める。</p> <p>&lt;目標&gt; 全小学校に配置し, いじめの未然防止及び早期発見, 発生時の迅速かつ適切な対応を行い, 組織的な対応力の向上につなげる。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 小規模校4校を除く市立小学校114校に配置。担任と連携しての対応・相談, 配慮を要する児童の個別対応, 校内の巡回指導, いじめアンケートの集約や聴き取り, 不登校児童への指導・支援, いじめ防止運動の企画・運営, 地域・関係機関との連携など, 学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。</p>		
	<p>&lt;実績&gt; 小規模校を除く市立小学校114校へ配置し, いじめの未然防止に向けた企画や活動の推進, さらに組織的な対応の中核として一定の水準が確保されている。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 101校の配置から, 小規模校を除く小学校114校へ配置した。</p>		
現状の課題	各学校にハンドブックや, スクールカウンセラー活用例が示された資料等を配布して, スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職との連携強化を図るとともに, 教員の研修を充実させ, 児童支援教諭を中心に適切な情報共有と迅速な行動連携がなされるよう組織的な対応力の向上を図っていく。		
令和4年度以降の取組	小規模校を除く市立小学校114校への配置を継続し, 迅速かつ適切な組織的対応を推進していく。		

事業名	いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置	担当課	教育局 教育センター
事業を実施した背景・課題等	いじめ対応や学級経営, 生徒指導に苦慮する教員が, 悩みを他の教員に相談できず一人で抱え込む事態に陥らないよう, 教員が抱える課題について相談できる場を学校外にも設置することが必要である。		
目的等	いじめ事案等への対応, 学級経営, 保護者への対応等, 教職員からの職務上の相談を受け, 課題解決に向けて助言する。内容によって, 他課と連携を図り, 専門的な観点からの助言をする。  〈目標〉教職員の職務上の課題解決に向けた支援を行う。		
実施内容	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度, 市教育センター内に「いじめ対応等相談教職員支援室(ほっとスペースえがおで)」として設置(相談員:教員OB2名)。平成29年度からいじめ対応等も含めた教職員の相談に対応するため, 名称を現在の「教職員相談支援室(ほっとスペースえがおで)」に変更。</li> <li>いじめ事案等への対応, 学級経営, 保護者への対応, 職場の人間関係等, 教職員の職務上の相談に対応する。</li> <li>電話, メール, 来所による面談及び各研修等での支援等を実施</li> <li>来所による相談時間は, 月曜日～金曜日(閉庁日を除く) 正午～午後6時</li> </ul> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の相談件数は40件(前年度比1件減), 延べ人数は32名(前年度比12名減)</li> <li>令和3年度の主な相談内容は, 人間関係(児童生徒, 保護者, 同僚等), 業務(生徒指導, 学習指導, 校務分掌), 家庭と仕事の両立について等であった。</li> </ul> <p>&lt;令和2年度との相違点&gt;</p> <p>相談件数や相談内容に大きな変化はない。いじめに関する相談は令和2年度同様, ゼロであった。</p>		
現状の課題	継続的に相談している教職員がおり, 悩み相談の窓口として一定の成果を上げているが, 相談室の周知度を更に高めていく必要がある。		
令和4年度以降の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談室だよりを毎月発行し, C4thを通じて全職員に配布し, 周知を図っていく。【*別紙資料8参照】</li> <li>年次研修において相談員を紹介し, 相談員が研修受付の手伝いをする事で, 教職員が相談しやすい雰囲気を醸成する。</li> <li>相談内容が多様になっており, 相談内容によっては他課や専門機関とも連携をとりながら支援に当たっていく。</li> </ul>		

事業名	いじめ・不登校対策推進協力校の指定	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめや不登校問題についての学校の対応能力を高める必要があり、依頼した協力校と実践研究を重ね、その成果や課題について市内全校に発信することで、各校のスキルアップを図る必要がある。		
目的等	<p>仙台市立学校におけるいじめ・不登校の問題に対する適切な指導について研究し、本市における指導体制の改善と充実に資する。</p> <p>&lt;目標&gt; 学校、家庭・地域、関係機関等の連携を密にし、児童生徒の社会的自立を促す活動の推進を図る。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; いじめ・不登校への「未然防止」「早期対応」に向けて、各協力校が児童生徒の実態に応じて具体的な実践を重ねてきた、いじめ・不登校対策の実践例を市内全校に発信し、共有を図る。【*別紙資料9-(1)参照】</p> <p>&lt;取組の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じた各校毎の研修</li> <li>・教育委員会主催の合同研修会への参加</li> <li>・指導主事訪問</li> <li>・実践報告会での発表</li> <li>・実践報告書の作成</li> </ul>		
	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ・不登校対策として、ステーション(在籍学級外教室)【*別紙資料9-(2)参照】の運営に工夫しながら取り組んでいる中学校を新たに協力校に指定し、実践例を各校に発信するなど取組を進めた。</li> <li>・各協力校において、課題に対応するための校内体制の再構築や組織的な対応力を高める取組につながっている。また、各校では、実践報告会での発表や報告書の内容を通して、いじめ・不登校対策の中核を担う「いじめ対策担当教諭」や「不登校支援コーディネーター」を中心に自校での実践に資するところである。</li> </ul>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt;</p> <p>ステーションの運営に取り組んでいる中学校5校を新たに協力校に指定し、全10校に拡充した。</p>		
現状の課題	各協力校の実践発表会での発表や報告書の内容を通して、市内各校でいじめ・不登校対策の中核を担う「いじめ対策担当教諭」や「不登校支援コーディネーター」が組織的な対応力を高める実践に取り組んでいるかの検証が必要である。		
令和4年度以降の取組	令和3, 4年度は、ステーション配置校を協力校として指定したが、今後、協力校における研究の成果と学校のスキルアップにつながることを説明しつつ、学校長が協力校の指定を受けやすいように工夫改善し、事業のより一層の充実に資するところである。		

事業名	いじめ防止に向けた研修の実施	担当課	教育局教育センター 教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめ認知件数が増加傾向にある中、困難化・深刻化しないためには、組織として適切な初期対応が不可欠であり、担任、担当教諭、管理職等それぞれの立場ごとに意識し対処する能力の向上と効果的な組織対応を図る必要がある。		
目的等	いじめ防止に向けた研修の実施により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめの対処について教職員の指導力・対応力の向上を図る。  〈目標〉いじめ問題の未然防止や児童生徒への支援と対応、関係機関との連携など資質向上を図っていく。		
実施内容	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>①仙台市教育センターが実施する研修 「フレッシュ先生(1年次～4年次)研修」「5年次ブロック研修」「中堅教諭等資質向上研修」「ミドルリーダー研修」「充実期研修」「発展期研修」「新規採用養護教諭研修」「養護教諭5年経験者研修」「中堅養護教諭資質向上研修」「高等学校等フレッシュ先生(1年次～3年次)研修」「新任校長研修」「2年次校長研修」「校長等研修」「新任教頭研修」「2年次教頭研修」「教頭研修」「主幹教諭等研修」「学校運営力向上研修」「新任教務主任研修」「教務主任研修」「特別支援学級新担任研修」「特別支援教育コーディネーター研修」「新規採用事務職員研修」「学校事務職員研修」「学校事務職員職名別研修」「新規採用高等学校等実習助手研修」「臨時的任用教員研修」「育児休業代替任期付教諭研修」「小中学校道徳教育研修」「道徳教育研修」「特別活動研修」「特別支援学級授業づくり研修」「情報モラルSNS研修」「インクルーシブ教育システム研修」「人権教育研修」「消費者教育研修」「子供の心理等に関する研修」「ユニバーサルデザインの授業づくり研修」 管理職も含めた全ての年次研修等において、育成指標に基づいて実施している。</p> <p>②教育相談課が主催する研修 「いじめ対策担当教諭研修」「心のケア研修」「さわやか相談員研修」「スクールカウンセラー研修」「生徒指導研修」「不登校支援コーディネーター研修」校務分掌等による職能研修を実施している。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は、上記①②の研修合わせて、60研修、160講座で講義や演習など、実践的・実用的な研修内容を計画的に取り入れ、いじめを始めとする生徒指導対応力・児童生徒理解力等、キャリアステージ・職能に応じた力量の向上を図った。</li> <li>・全ての教員がいじめ対策に関する研修を定期的に受講できるように研修体系を構築したことにより、いじめ事例に対する具体的な対応方法を学んだり、事例の検討などを行ったりする機会が増えた。</li> </ul> <p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 特に変更なし。</p>		
現状の課題	コロナ対策や働き方改革の面から、オンライン研修での受講スタイルが増えていくことになるが、オンラインでの事例検討やワークショップ等の効果的な実施方法を検討していく必要がある。		
令和4年度以降の取組	オンライン研修で実施する際も、事例検討をしたり、受講者同士で意見交換ができるようにしたりと、工夫を重ね、研修が効果的になるよう、引き続き進め方を検討していく。		

事業名	いじめ防止マニュアルの活用	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめ認知件数が増加傾向にある中、困難化・深刻化しないためには、組織として適切な初期対応が不可欠であり、担任、担当教諭、管理職等それぞれの立場ごとに意識し対処する能力の向上と効果的な組織対応を図る必要がある。		
目的等	いじめの未然防止、早期発見、対応など、教職員のいじめへの共通理解を図る。  <目標>いじめ事案への組織的対応等を確認し、適切かつ迅速な対処を図っていく。		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 「いじめ対策ハンドブック」(平成29年度)の内容を改定した「児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック」(令和3年3月発行)を、全教職員へ配布した。「無自覚ないじめ」についての記載やスクールロイヤーからのアドバイス等を盛り込み、より具体的ないじめの未然防止と対応について理解できるようになっている。校内研修や校内いじめ防止等対策会議等で活用することにより、いじめの未然防止、早期発見、事案への対処、組織体制、情報の共有等について共通理解を図り、学校の対応能力を高め、子どもたちをいじめから守る。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和3年3月に、「児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック」を発行。 令和3年4月に、ハンドブックを利用した各校で校内研修を実施。 各研修会で、ハンドブックの内容の解説とポイントについて説明している。</p> <p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 令和4年3月に、「指導困難学級の対応と未然防止」を発行した。</p>		
現状の課題	各学校が、「仙台市いじめの防止等に関する条例」や「仙台市いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえながら、いじめ事案対応の場においてマニュアルを効果的に活用し、適切な対応ができるようにしていくことが必要である。		
令和4年度以降の取組	各研修会でハンドブックの内容の解説とポイントについて引き続き説明するとともに、各校でハンドブックを活用した校内研修を実施するよう、周知徹底していく。		

事業名	体罰・不適切な指導防止ハンドブックの活用	担当課	教育局教職員課
事業を実施した背景・課題等	「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」の活用により、教職員の規範意識を高め、児童生徒一人一人に向き合い、体罰・不適切な指導が児童生徒に与える影響について理解を深め、教職員による体罰・不適切な指導の根絶を目指すもの。		
目的等	平成29年度に実施した「体罰等に関する全校アンケート調査」の調査結果と、平成30年度に制定された「仙台市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、体罰・不適切な指導防止のハンドブックを作成し、規範意識等教職員の資質能力の向上を図る。  <目標>全市立学校において体罰・不適切な指導防止ハンドブックを活用したコンプライアンス研修等を実施し、教職員の意識向上を図る。		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」を活用し、校内研修を充実させ、体罰・不適切な指導、その他の不祥事案の根絶に取り組んでいく。また、校内研修で活用している「不祥事根絶に向けて 実例演習」(平成26年度改訂)に直近の事例を反映させ、令和2年10月に改訂発行した。今後はコンプライアンス研修が形骸化しないよう、効果的な取り組み事例の情報共有をすすめ、不祥事根絶に努める。</p> <p>&lt;実績&gt; 各校においては「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」などを活用しコンプライアンス研修を年間計画に基づき実施している。このことに加え、教職員の不適切な指導事案が生じた際に、全ての学校で「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」を活用した研修を実施した。</p> <p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 体罰・不適切な指導の根絶を目指し、教職員が自分事としてコンプライアンス研修を受講するよう研修前に働きかけた。また、研修受講後には振り返りワークシートを活用するなど、教職員の規範意識の向上に努めた。</p>		
現状の課題	各校において「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」や「不祥事根絶に向けて 実例演習」を活用し、年間計画に基づきコンプライアンス研修を実施しているところであるが、一部の教職員による不適切な指導の事実が生じていることから、教職員一人ひとりの規範意識を高める取り組みが必要である。		
令和4年度以降の取組	全ての教職員の規範意識の向上を目指し、コンプライアンス研修を教職員一人ひとりが自分事として捉え受講するよう実施方法を工夫し、また、同僚の教職員の変化を互いに注意、声かけを行うなど、学校全体で不適切な指導を発生させない体制づくりに努める。		

事業名	命を大切にする教育の推進	担当課	教育局教育指導課
事業を実施した背景・課題等	<p>児童生徒の生涯にわたる精神保健の観点から、生命尊重のみならず、自死の予防も含めたどの児童生徒にも起こりうる「心の危機」について取り扱い、児童生徒のつながりを深めたり、命の危機について知ったり、それに気付き自ら対処する意欲を高めたりすることが必要である。</p>		
目的等	<p>各教科等との関連性や系統性に配慮した「仙台版 命と絆プログラム」を活用した授業実践例を市立学校に配信し、活用の推進に努める。また、命を大切にする教育の必要性や推進に当たっての留意事項等について、学校現場の理解を深める。</p> <p>&lt;目標&gt;「仙台版 命と絆プログラム」を活用した実践例を全市立学校に配信し、命を大切にする教育の推進を図る。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 「仙台版 命と絆プログラム」を市立学校に配信するとともに、活用の推進を図る。また、各学校の担当者を対象に、命を大切にする教育の必要性や推進に当たっての留意事項等の合意形成のための研修会を行う。</p>		
	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校1名悉皆で、命を大切にする教育の必要性や推進に当たっての留意事項等の合意形成のための研修会を実施した。</li> <li>・「仙台版 命と絆プログラム」を活用した授業実践事例を各学校に配信し、活用の推進を図った。</li> </ul>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に各校に配付した「仙台版 命と絆プログラム」について、その活用を推進するため新たに実践例を追加し、各学校に周知した。</li> </ul>		
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命尊重や自己肯定感の向上、ストレス対処法など、発達の段階に応じた教科等横断的な指導のための計画の見直し。</li> <li>・各学校が活用しやすい実践例の拡充。</li> </ul>		
令和4年度以降の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程ヒアリングや教育課程訪問等を通じた「命を大切にする教育」の位置づけの確認と実践のための指導助言を行う。</li> <li>・各学校で実施した「命を大切にする教育」の授業実践例を収集し情報を配信する。</li> </ul>		

事業名	学級生活アンケート調査の実施	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめの発見のきっかけで最も多いのが「アンケート」であることから、アンケート調査を通して、学校の迅速な初期対応につなげ、また、いじめの状況分析を行うことにより、生徒指導や学級経営に生かす。		
目的等	より良い学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、いじめの未然防止、早期発見、学級崩壊の予防、より良い学級集団づくりに活用する。 <目標>いじめの発生・深刻化の予防やいじめ被害にあっている可能性の高い生徒の発見、学級崩壊の予防やより良い学級集団づくりに活用する。		
実施内容	<概要> 市立全中学校(64校)と中等教育学校前期課程(1校)に在籍する生徒を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、生徒一人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握する。		
	<実績> 市立全中学校・中等教育学校(65校)で学級満足度調査(hyper-QU)を実施した。		
	<令和2年度との相違点> 開始年度の令和元年度は、活用方法についての研修を実施したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施していない。令和2年度に引き続き令和3年度は、活用資料や実施スケジュールを提示し、学校での有効活用を促した。		
現状の課題	生徒一人ひとりが学級で置かれている状況及び学級集団の実態を把握し、いじめの未然防止や早期発見、及びより良い学級集団づくりのために効果があったが、より多くの視点で生徒に関わることができるよう工夫が必要である。		
令和4年度以降の取組	より多くの視点で生徒に関わることができるようにするために、学年の教職員等のチームで調査結果を共有するなど、調査結果の活用の視点【※別紙資料14参照】について、研修会等において引き続き周知していく。		

事業名	学校いじめ防止基本方針の策定・改定	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	「いじめ防止対策推進法」の施行,「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いじめ防止基本方針」の改定を受けたことによる。		
目的等	各学校のいじめ防止等の取組の基本的な考え方や具体的な取組の内容を示すとともに,各学校のいじめ防止等に向けた取組の実効性を確保するため学校いじめ防止基本方針を策定する。  <目標>学校教育活動全体を通じたいじめ防止の包括的な取組方針,活動内容等について適切に機能しているか全市立学校を対象に4月に総点検を実施する。		
実施内容	<概要> 「いじめ防止対策推進法」の施行,「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いじめ防止基本方針」の改定を受けて,各学校がいじめ防止等に係る基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めた。引き続き,保護者や地域住民に対しての定期的な周知や,学校の実態に即した不断の見直しを行っている。		
	<実績> 各学校において,児童生徒・保護者・地域からの意見を聴取し反映させるとともに,機会をとらえて周知を行った。		
	<令和2年度との相違点> 特に変更なし。		
現状の課題	「仙台市いじめの防止等に関する条例」において,「学校いじめ防止基本方針」改定の際に,児童生徒,保護者,地域住民から意見聴取を行うこととされていることにより,児童生徒や保護者,地域住民へのいじめ問題に関する理解の浸透が一層図られた。学校や地域の実態に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しに学校が適宜取り組むよう指導していく必要がある。		
令和4年度以降の取組	「いじめ不登校対応支援チーム」で学校訪問を行う際に,学校いじめ防止基本方針の現状とのすり合わせや見直しの必要性について確認を行う。		

事業名	24時間いじめ相談専用電話の設置	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめの早期発見のために、児童生徒や保護者が気軽に相談できる24時間対応の電話相談の設置が必要となった。		
目的等	<p>教育委員会事務局内に、24時間対応のいじめ相談専用電話を設置し、児童生徒やその保護者からの相談に応じ、早期発見と問題解決を図る。</p> <p>&lt;目標&gt;相談体制の充実を図り早期発見と問題解決を図っていくため、24時間対応のいじめ相談電話を開設する。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 教育相談課内にいじめ相談専用電話を設置し、教育相談課配置のスクールカウンセラーが対応する。夜間時間帯及び閉庁日については、業務委託先に相談電話が自動転送され、委託先の相談員が対応する。</p>		
	<p>&lt;実績&gt; 令和3年度は、294件の電話相談があり、そのうちいじめに関する相談は83件であった。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 令和2年度は、234件の電話相談があり、そのうちいじめに関する相談は68件であった。</p>		
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の対応が必要とされるケースが116件あり、学校への情報提供と指導助言が必要である。</li> <li>・市外や成人者からの相談が多いことから、相談対象者を明確にしていく必要がある。</li> </ul>		
令和4年度以降の取組	電話番号等を記載したカード等を今後も配布し、児童生徒・保護者への更なる周知徹底を図る。		

事業名	SNSを活用したいじめ相談の実施	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめの早期発見のために、児童生徒にとって、電話よりも気軽に相談できるSNSの活用が必要となった。		
目的等	<p>生徒にとって電話よりも身近であり、かつ手軽に相談が可能と思われるSNSを活用することにより、いじめを含めた様々な悩みを抱える生徒の相談体制の充実を図る。</p> <p>&lt;目標&gt;より身近な相談体制の充実を図り早期発見と問題解決を図っていくため、SNSを活用したいじめ相談を実施する。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt;                  仙台市立の中学校, 高等学校, 特別支援学校(中・高), 中等教育学校(前期・後期)の生徒を対象に, SNS上に開設した専用窓口で, 長期休業期間等, 年4回の期間及び毎週水曜日, 計110日間, 相談員と双方向のやりとりをしながら, いじめを含めた様々な悩みについての相談に応じる。また, 4月1日から3月31日までの24時間, 友達や自分のことはいじめのほか, 学校にSOSを伝える一方向の報告・連絡を受け, 対応している。【※別紙資料17参照】</p>		
	<p>&lt;実績&gt;                  双方向の相談は10件, 一方向の報告・連絡は7件, 登録者数は92人, アクセス数は46件であった。相談件数のうち, いじめに関する相談は2件。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt;                  令和2年度の相談実績: 双方向の相談は39件, いじめに関する相談は3件。</p>		
現状の課題	相談者の悩みや訴え等について, 引き続き学校に速やかに情報を提供することにより, 早期対応につなげていくこと。		
令和4年度以降の取組	利用啓発とあわせ, SNSの使用状況を把握しながら, 相談体制の強化に努めていく。		

事業名	インターネット巡視の実施	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	児童生徒が日常的にSNSを利用するようになり、誹謗中傷等トラブルが増加し、問題も表出しづらいことから、ネットパトロールを行い学校現場に情報提供する必要がある。		
目的等	<p>SNSやインターネット掲示板等を定期的に関連するインターネット巡視を行い、児童生徒のインターネット等を介したトラブルの未然防止を図る。</p> <p>&lt;目標&gt; インターネットに関わる問題を早期に発見して学校に情報を提供するとともに、トラブルに係る技術的な助言等を行う。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 学校名や個人名で検索を行い、不適切な書き込み等問題のある事案は掲示板等の情報を記録し、個人名や学校名が特定される事案は、当該校へ情報提供を行う。</p>		
	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット巡視員2名によるSNSや掲示板等の巡視を実施し、児童生徒による不適切な書き込み等の監視を継続して行った。専門的なスキルを持つ巡視員の監視により、見落としがちな不適切な書き込みが発見され、早期発見・早期解決につながった。</li> <li>・巡視の結果、不適切な書き込みはすべて対象校へ直接連絡し、巡視結果報告書を送付のうえ、対応を依頼した(386件)。</li> <li>・有識者による巡視事業へのアドバイスを受け、監視業務の強化を図った。</li> </ul>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視の結果、不適切な書き込みとして対象校へ直接連絡し、巡視結果報告書を送付のうえ、対応を依頼した件数は382件。</li> </ul>		
現状の課題	児童生徒のネットを取り扱うスキルが向上し、SNS利用も増加していることから、巡視員の使用する端末やネット環境を見直すことも必要になってくることが想定される。		
令和4年度以降の取組	コロナ禍の不安や家庭環境の悪化による自死企図や自傷行為に関する書き込みの増加も想定され、これまで以上に危機感をもって学校との連携を図る。		

事業名	教育相談室の設置	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	悩みを持っている児童生徒や保護者の抱えている背景の複雑化から、課題解決のための整理や専門的知見による支援が必要になっている。		
目的等	児童生徒の養育上の悩みや生徒指導上の諸問題、特別支援教育についての相談に応じ、その解決・克服への援助を図る。  <目標>		
実施内容	<概要> 教育相談室に3名の専任相談員を配置し、児童生徒、保護者及び学校関係職員等からの電話による相談や来室相談に応じる。必要に応じて、指導主事や嘱託精神科医師、嘱託臨床心理士が対応し、諸問題の解決、克服への援助を図る。		
	<実績> 令和3年度に教育相談室で受理した電話相談は486件、来室相談は137件であった。そのうちいじめに関する相談は、20件であった。		
	<令和2年度との相違点> 令和2年度に教育相談室で受理した電話相談は416件、そのうちいじめに関する相談は、25件であった。		
現状の課題	相談員が悩みや不安を受け止めるとともに、精神科医やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校等につなげるなど、相談者の問題解決に向けた支援ができたが、頻回者への対応等が課題である。		
令和4年度以降の取組	相談員の専門性や対応力、相談技術の向上のための研修等の充実を図っていく。		

事業名	いじめ等相談支援室 S-KETの運営	担当課	子供未来局いじめ対策推進室
事業を実施した背景・課題等	平成31年3月仙台市いじめの防止等に関する条例案へ議会からいじめ相談の仕組みづくりなどを求める付帯決議が示された。その後、名古屋市、豊田市、宝塚市の視察訪問や仙台市いじめ問題対策連絡協議会での協議、関係団体等との意見交換を経て、令和元年12月の第4回定例会にて相談室設置に関する補正予算案が可決された。		
目的等	<p>これまでのいじめ相談の課題であった、法律や福祉、医療の観点からの検討が必要な場合や、学校や教育委員会には相談しにくい場合に対応し、学校や教育委員会とは異なる立場で児童生徒や保護者に寄り添った支援を行う。</p> <p>&lt;目標&gt;相談者への支援や悩みの解決に向けた運営を行う。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 法律や心理などの専門的な知見を有する第三者を中心とした相談窓口において、いじめに限定せず、条例で禁止されている虐待や体罰、不適切な指導などに悩む児童生徒や保護者への相談支援を行う。常駐する相談員が初めに相談を受け付け、弁護士や学識経験者である専門員の指示のもと、相談者に助言を行ったり、専門員との面接相談につなぐとともに必要に応じて学校や関係機関と連携しながら、相談者の悩みの解決に向けて、相談者に寄り添った対応を行う。医療や福祉的な観点から対応が必要な場合には、医師や臨床心理士、社会福祉士であるアドバイザーが助言を行う。</p>		
	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年4月から令和4年3月の12ヶ月間に、延べ449件の相談が寄せられ、そのうちいじめ相談は延べ252件【※別紙資料20-(1)参照】であった。</li> <li>相談窓口リーフレット(4月)、児童生徒用チラシ(12月)【※別紙資料20-(2)参照】を作成し、児童生徒に配付した。また、市民センター等の関係機関に送付し、配架・掲出した。</li> <li>市政だより(5月、9月、10月、11月、1月)で定期的に周知するほか、学校職員対象の研修会の場を活用し、窓口の周知を図った。</li> <li>S-KETカード【※別紙資料20-(3)参照】を作成し、令和4年4月末、仙台市内の中学、高等学校を通じて全生徒に各学校で配布した。</li> </ul>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度は、開設した令和2年6月から令和3年3月の10ヶ月間に、延べ378件の相談が寄せられ、そのうちいじめ相談は延べ170件であった。</li> </ul>		
現状の課題	毎月の相談件数が増加傾向にある中、より相談者に寄り添った支援を行うために相談員の相談技術の向上、関係機関との情報連携について継続的に進めていくこと。		
令和4年度以降の取組	引き続き、専門的な助言が必要な場合、学校や教育委員会には相談しにくいといった場合の相談に関して、児童生徒や保護者に寄り添いながら、悩みや苦しみの解決に向けて支援を行う。		

事業名	学校におけるアンケート調査の実施	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめの認知の多くが、アンケートによることから、早期発見から早期対応へとつなげるために実施することが有効である。		
目的等	<p>各学校がいじめの現状や児童生徒の状況を的確に把握し、いじめの予防及び早期発見、早期対応を図る。</p> <p>&lt;目標&gt; 全市一斉のアンケートを年1回実施し、認知したいじめ事案の早期対応に努める。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 教育委員会が行うアンケート調査(「いじめ実態把握調査」)は、11月に仙台市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全児童生徒を対象に実施している。具体的な実施方法については配付された調査用紙を各家庭に持ち帰り、保護者と共に記入したものを学校に提出し、学校で集計したものを12月下旬に教育委員会に提出する。本調査で認知したいじめについては、年度末報告書(追跡調査結果)を3月末に教育委員会に報告することとしている。このほか、学校が独自にアンケート調査を年4回程度行い、いじめ事案の早期発見、早期対応に努めている。</p>		
	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は10月5日に各学校へ文書発出し、調査期間を11月1日～11月26日の間とした。</li> <li>・全市一斉のアンケートを実施したことで、いじめ事案の積極的認知につながっている。</li> </ul>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収した教職員が改ざんを疑われないよう管理職を含めた複数職員での開封とし、また、原本は保管し、コピーあるいはPDF化したものを使用するなどの方法を徹底した。</li> <li>・アンケート項目を精選して見直しを行い、教職員の負担軽減を図った。</li> </ul>		
現状の課題	アンケート用紙の取扱については改ざんや紛失等がないよう管理を徹底する必要がある。		
令和4年度以降の取組	アンケートの集計について効率よく行う方式について検討を進めていく。		

事業名	いじめ対策支援員の配置	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめの認知件数の増加に伴い、未然防止及び早期発見のために専門的に対応する人的配置が必要となっている。		
目的等	<p>学校におけるいじめの未然防止及び早期発見，発生時の迅速かつ適切な対応等を図るため，いじめ対策支援員の配置を進める。</p> <p>&lt;目標&gt;いじめ事案を抱える小学校に対して，一定期間配置し校内の巡回・指導を行う。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; いじめの未然防止やいじめ事案等の課題に取り組む小学校に，元警察官9名及び元教員9名をいじめ対策支援員として5月から一定期間派遣し，学校いじめ防止対策委員会への参加，教職員への助言，関係児童生徒への声掛け指導を行うなど，いじめの早期改善に取り組んでいる。</p>		
	<p>&lt;実績&gt; 新たな配置が必要と思われる学校には，年度途中で配置転換をし，18名の支援員が19校に配置された。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 特に変更なし。</p>		
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援員による見守りにより，早期発見や初期対応，児童の心の安定につながったが，一方で，支援員と学級担任の情報交換の時間確保が十分でないことや，校外学習等の校地外での活動ができないなどの課題があり，制度の改善を検討する必要がある。</li> <li>いじめにかかる困難事案を抱える学校が多く，増員を図るなど，より一層の拡充が必要である。</li> </ul>		
令和4年度以降の取組	対応が困難な状況にあり支援員を必要としている学校に適切に配置するようしていく。		

事業名	指導困難学級対策チームの訪問	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	指導困難学級として対応に苦慮する学校の増加に伴い、児童生徒の問題行動への担任等の対応や、該当児童生徒の自立を促す支援を行う必要がある。		
目的等	<p>学校が抱えるいじめ・暴力行為等の問題行動の早期解決に向けて、関係機関との連携による総合的な支援体制の構築を目指すとともに、効果的、継続的に児童生徒の自立を支援する。</p> <p>&lt;目標&gt;児童生徒への面接相談等を通して児童生徒の自立を促すとともに、教職員への指導・助言により学級の改善を図る。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 指導困難学級等における問題行動対応への支援強化のため、必要な学校に対し、児童生徒の面接相談、関係機関との連携調整についての指導助言などを行う。指導困難学級対応相談員(元警察官2名)の派遣は、令和2年度で終了した。令和3年度からは従来通り「指導困難学級対策チーム」を教育相談課内に設置し、要請に応じ担当者で学校を訪問し、有効な対応策等を検討しながら改善に向けた支援を継続している。</p> <p>&lt;実績&gt; 指導困難学級対策チームとして、学校訪問をしたのは3校、計6回である。</p> <p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 相談員の配置ではなく、チームとして訪問を繰り返しながら支援をした。</p>		
現状の課題	令和2年度までは、学校からの要請後、相談員の配置前に担当者で学校訪問を行い、状況の把握と配置の可否を判断していたが、令和3年度から、学校からの要請後、学校訪問を繰り返す形とした。		
令和4年度以降の取組	学校訪問を繰り返す中で、支援を行っていくことについて、研修の場等を通して各学校に周知していくようにする。		

事業名	心のケア緊急支援	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	衝撃の大きい事件事故や災害が発生した際、精神的な影響についての深刻化を防ぎ、最小限に抑える必要から、心理的専門家を派遣する必要がある。		
目的等	<p>児童生徒に関わる重大な事件・事故、非常災害などが発生した場合、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者、教職員の動揺や精神的な影響を最小限に抑え、学校が受けた衝撃を緩和し、学習環境を整備する。</p> <p>&lt;目標&gt;心のケアを緊急に必要とする事例に早期対応を図り、緊急支援活動を行う。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 重篤な事件や事故の発生時に、当該学校に対してスーパーバイザー(スクールカウンセラーの中で指導的な役割を果たす臨床心理士)を中心としたスクールカウンセラーの緊急派遣を行い、精神的なストレスを受けた児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行う。</p>		
	<p>&lt;実績&gt; 3校にスクールカウンセラーを派遣し、初期対応や職員、児童生徒の心のケアを行った。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 特に変更なし。</p>		
現状の課題	適切な支援ができるよう、研修を充実させ、スクールカウンセラーの力量の向上を図る必要がある。		
令和4年度以降の取組	引き続き、児童生徒や保護者、教員の動揺や精神的な影響を最小限に抑えることにより、学習環境を整えていく。		

事業名	いじめ事案の報告	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめの発見のきっかけで最も多いのが「アンケート」であることから、アンケート調査を通して、学校の迅速な初期対応につなげ、また、いじめの状況分析を行い、生徒指導や学級経営に生かす。		
目的等	<p>いじめ事案について、保護者を含めた情報の共有や組織的な対応が適切になされるとともに、学校と教育委員会が情報を共有し、必要な連携が図られるようにする。</p> <p>&lt;目標&gt;年4回の定期的なアンケート調査等により、認知したすべてのいじめ事案について、学校と教育委員会が情報を共有し連携を図る。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 学校がいじめと認知し、校長が報告必要と判断した場合は、速やかに電話等で教育委員会へ報告する。また、学校は、いじめと認知した事案について、経過を記録し、教育委員会へ年4回報告する。(報告は、7月、10月、1月、3月)</p>		
	<p>&lt;実績&gt; ・年4回の定期的なアンケート調査等により、日常生活の中で認知した全てのいじめ事案について、軽重を問わず経過について情報共有が図られている。 ・各校のいじめ事案への対応状況を把握することで、適宜対応相談へつなげることができた。また、いじめが原因で欠席が増えている児童生徒の早期発見と早期対応を図ることができた。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 特に変更なし。</p>		
現状の課題	いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合も少なくなく、教育委員会と学校と関係機関で情報共有体制を構築しておくことが必要である。		
令和4年度以降の取組	いじめの未然防止と早期発見・早期対応のために継続して学校との情報共有を図っていく。		

事業名	いじめ相談の情報連携	担当課	子供未来局いじめ対策推進室
事業を実施した背景・課題等	全庁を挙げたいじめ問題に取り組む体制の整備として、各相談窓口に寄せられたいじめ相談について、それまでの各相談窓口の取組を基本としながら、相談受理後の対応を明確化し、いじめの解消に向けた情報の共有及び連絡の調整を図ることとした。		
目的等	いじめに係る相談について、健康福祉局保護自立支援課、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター、子供未来局いじめ対策推進室、子供相談支援センター、児童相談所、各区家庭健康課、保護課(以下、各相談窓口とする)と教育委員会・学校との情報の共有と連絡の調整を図ることにより、いじめ相談の実効性をあげる。 <b>【※別紙資料26-(1)参照】</b>  <目標>相談受理後の手順等について各窓口さらに周知し、相談を受けたいじめの早期対応を図る。		
実施内容	<概要> 各相談窓口においていじめに係る相談を受けた場合には、相談者の同意のもと、定められた様式(情報共有シート) <b>【※別紙資料26-(2)参照】</b> を用いていじめ対策推進室を経由し、教育委員会との情報共有を図る。教育委員会は学校と情報を共有し、学校への指導と支援を行う。いじめの対応後には、教育委員会からいじめ対策推進室を経由して、相談を受けた窓口に対応結果や経過について連絡をする。		
	<実績> 令和3年度に、いじめ対策推進室を経由して、教育委員会との情報共有した事案は1件。		
	<令和2年度との相違点> 令和2年度は、2件の情報提供を行った。		
現状の課題	現在の取組を継続し、いじめに関する相談があった際の対応について、各相談窓口の担当職員への周知徹底を図り、情報共有を行った事案については、解消に至るまで対応状況等の確認を徹底すること。		
令和4年度以降の取組	現在の取組を継続し、各相談窓口や教育局との連携強化を図り、いじめの相談内容やその対応状況について情報を共有しながら、その解消につなげていく。		

事業名	いじめ不登校対応支援チームの学校訪問	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	各学校が「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応や、不登校に係る組織対応が行われているかを確認, 助言する機会として学校訪問を行うこととした。		
目的等	<p>いじめ・不登校に係る各学校の組織体制や取組状況の確認, いじめ事案及び不登校児童生徒への対応などについて助言指導を行うことにより, 困難事案や重大事態の防止に努めるとともに, 学校のいじめ・不登校に対する適切な初期対応や継続指導を確実なものにしていく。</p> <p>&lt;目標&gt; 教育委員会と各校が情報共有し組織的対応力の向上を図るため, 全市立学校を巡回訪問する。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談課主任指導主事, 指導主事, スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカーの4名から構成される「いじめ不登校対応支援チーム」が市立全学校189校を巡回訪問し, 組織体制や取組状況, いじめアンケート後の学校対応や処理状況等を確認し, 指導助言を行う。</li> <li>・各学校と教育相談課が, 事案に対して組織的に対応できるよう, 情報を共有する。</li> </ul>		
	<p>&lt;実績&gt;</p> <p>全市立学校を巡回訪問し, いじめ調査アンケート後の学校対応や処理状況, 不登校対応等のチェックを通して, 未然防止に向け密接な情報共有が図られている。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt;</p> <p>特に変更なし。</p>		
現状の課題	学校で抱えている個別ケースについて, 確実に対応を進めていくよう, なお一層連携に努める必要がある。		
令和4年度以降の取組	全学校を訪問するのに5月から10月までの長期間を要することから, 訪問時間や確認内容の精選を図っていく。		

事業名	スクールカウンセラーによる支援	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめ・不登校を始めとした心の問題を抱えた児童生徒や保護者への対応のため、教員以外の心理の専門家による相談体制を構築する必要がある。		
目的等	<p>専門的な知識と経験を有するカウンセラーを学校に配置し、いじめ・不登校等に関する児童生徒の教育相談活動を行う。</p> <p>&lt;目標&gt;内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止や課題の早期発見、早期解決を図る。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 全市立学校にスクールカウンセラーとして、臨床心理士等の教育相談の専門的知識や技能を有する人材を配置し、児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教員への助言等を行うことにより、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等、心の問題の解決を図る。</p>		
	<p>&lt;実績&gt; 全市立学校(小学校119校, 中学校等65校, 高等学校4校, 特別支援学校1校)に計88名のスクールカウンセラーを配置し、問題行動の未然防止を図るとともに、課題の早期発見と早期対応にあたることができた。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 隔週配置は前年度の小学校25校から、小学校7校, 中学校1校となった。</p>		
現状の課題	いじめの未然防止・早期発見・早期対応及び児童生徒の心の安定に向けて、全市立学校への週1日配置など、より一層の拡充を進める必要がある。		
令和4年度以降の取組	小中連携の観点からも、中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置するように努めていく。		

事業名	スクールソーシャルワーカーによる支援	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	不登校や問題行動を抱える児童生徒やその家庭に対する福祉的支援の必要なケースが増加傾向にあることから福祉の専門家による相談や関係機関の調整が必要となってきた。		
目的等	<p>スクールソーシャルワーカーが、学校からの相談に対応することで、学校の教育相談体制の充実を図り、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等生徒指導上の課題の解決を図る。</p> <p>&lt;目標&gt;児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけ、いじめなど生徒指導上の課題改善を図る。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談課にスクールソーシャルワーカーを配置し、電話相談業務に当たるとともに、学校からの要請に応じてケース対応を進める。</li> <li>・児童生徒を取り巻く環境調整や各関係機関との連絡調整を行う。</li> </ul>		
	<p>&lt;実績&gt;</p> <p>スクールソーシャルワーカーを7名配置し、151件の相談対応、支援総時間は約893時間であった。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt;</p> <p>中学校5校にスクールソーシャルワーカーを週1回配置した。</p>		
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーの活用について学校の理解を促進する必要がある。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの資質向上に努める必要がある。</li> <li>・不登校や問題行動を抱える児童生徒等が増加傾向にあることから、スクールソーシャルワーカーの増員を検討する必要がある。</li> </ul>		
令和4年度以降の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーの活用について、教職員対象の研修等で周知する。</li> <li>・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー等による研修を充実させる。</li> <li>・スクールソーシャルワーカー増員を検討する。</li> </ul>		

事業名	スクールロイヤーによる学校支援	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめや生徒指導の対応, 保護者対応が困難化する中, 法的課題も多くなっていることから, 専門的知見での学校支援が必要となってきた。		
目的等	弁護士の助言・指導により, 市立学校が直面する法的課題に適切に対応することで, いじめ防止対策の徹底及び問題の深刻化の未然防止を図る。 <目標> 法律相談・学校訪問・教員研修など幅広く学校からの相談に応じ, 助言・指導を行う。		
実施内容	<概要> 仙台弁護士会から推薦を得た弁護士が, 学校が直面する諸課題(いじめをはじめとする児童生徒に係わる諸問題等)への対応等について, 幅広く相談に応じる。令和2年度は, 「仙台市いじめの防止等に関する条例」(平成31年4月施行)や, 本市で発生した重大事態に係る第三者機関からの指摘や提言等を踏まえ, 「見て分かるいじめ防止マニュアル」(平成26年3月作成)及び「いじめ対策ハンドブック」(平成30年3月作成)の内容を, 弁護士(スクールロイヤー及びアドバイザー)からの助言・指導を得ながら改定し, 一本化した。また, 改定した新たなマニュアルは, 全教職員に配付したとともに, 併せて付属研修資料として動画も作成した。		
	<実績> 学校法律相談【※別紙資料30-(2)参照】は21件(14校)で実施。		
	<令和2年度との相違点> ・「スクールロイヤーによるいじめ予防授業」を始めたところ, 30校以上から申し込みがあり, 10校に対し授業を行った。【※別紙資料30-(1)参照】 ・令和2年度に作成したいじめ対策ハンドブックの付属研修資料としてスクールロイヤーによる研修動画を作成した。		
現状の課題	学校が抱える問題の現状や求めている支援について, スクールロイヤーに適宜情報提供をしつつ, いじめ予防授業を行うようにする必要がある。		
令和4年度以降の取組	・本事業の学校現場への浸透を図り, その活用を促す。 ・いじめ予防授業については, より多くの学校が受講できるよう拡充していく。		

事業名	さわやか相談員等の配置	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	児童生徒が話しやすいような教員以外の大人が、児童生徒の悩みやいじめの発見、不登校につながる不安等をキャッチし、教職員につなぐことにより、問題行動の未然防止を図る。		
目的等	<p>小・中学生が気軽に相談できる第三者的な存在として、さわやか相談員や学校教育ボランティア相談員を配置し、児童生徒のストレスの緩和を図る。</p> <p>&lt;目標&gt; 児童生徒の悩み等の問題解決を援助し、いじめの未然防止を図る。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 教員とは違う視点から児童生徒に関わり、悩みや問題の解決を図るとともに、いじめや不登校、問題行動等を未然に防止する。</p>		
	<p>&lt;実績&gt; 児童生徒の身近な遊び相手や相談相手として、小学校90校90名、中学校29校31名、特別支援学校1校1名を配置した。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 30校拡充し、小学校90校、中学校29校、特別支援学校1校、計120校に配置した。</p>		
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さわやか相談員に求められる力量が広範囲に広がっており、力量の向上が課題である。</li> <li>・さわやか相談員の必要性が高まっており、配置校の拡充が求められる。</li> </ul>		
令和4年度以降の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、児童生徒理解や教育相談等に係る研修を通して、相談員の力量の向上に努める。</li> <li>・小学校への更なる配置拡充を検討する。</li> </ul>		

事業名	学校・保護者・地域のいじめに関する意見交換の場の設定	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	「学校いじめ防止基本方針」の改定を進める上で、児童生徒や保護者、地域住民の意見を反映させる必要がある。		
目的等	いじめの未然防止等について、学校・保護者・地域住民が連携して取り組むことができるようにする。  <目標>社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促す。		
実施内容	<概要> 「仙台市いじめの防止等に関する条例」において、「学校いじめ防止基本方針」の策定及び改定の際に、児童生徒・保護者・地域住民の意見を聴取することが義務付けられたことから、十分な協議を重ね、いじめ防止に対する学校の取組を円滑に進めるうえで役立て、連携して取り組むことができるよう、学校行事や学校運営協議会、いじめ防止「きずな」キャンペーンの機会等に啓発を行っている。		
	<実績> 「学校いじめ防止基本方針」の改定への取組で、いじめ問題に関する意識の高揚が図られた。		
	<令和2年度との相違点> 特に変更なし。		
現状の課題	現在は、多くの学校では「学校いじめ防止基本方針」の改定を必要としていないが、学校や地域の実情から随時見直しを行うよう各学校に意識付けをしていく必要がある。		
令和4年度以降の取組	各学校で適宜見直しを行い、改定の必要があればコミュニティ・スクール等地域との協議の場や、保護者会の場で意見を伺うように働きかけていく。		

事業名	いじめ防止「学校・家庭・地域 連携シート」の配布	担当課	教育局教育相談課
事業を実施した背景・課題等	いじめ防止対策推進法のいじめの定義についての家庭や地域への周知が必要なことから実施した。		
目的等	<p>いじめ問題に対して、学校・家庭・地域が連携して、早期解決を図る。</p> <p>&lt;目標&gt;いじめの定義の周知や防止に向けて学校・家庭・地域との連携を強化していく。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; いじめの理解促進を図るとともに、早期発見、早期対応のためのチェック項目や、相談窓口の一覧等を掲示したリーフレットを作成し、市立学校の全児童生徒の家庭に配布する。リーフレットには、家庭・地域・学校が互いに連携して、子供の小さなサインも見逃すことがないように、いじめのサイン「発見シート」が示されている。「発見シート」には、起床から、登校、下校、就寝までの1日の流れに沿って、家庭・学校・地域が、それぞれの立場から子供のサインを見逃さないためのチェックポイントが示されている。</p>		
	<p>&lt;実績&gt; 4月に各学校へ配布した。家庭・地域を含めたそれぞれの場で、子供の小さなサインを見逃さないための「発見シート」【※別紙資料33参照】という形式になっている。</p>		
	<p>&lt;令和2年度との相違点&gt; 特に変更なし。</p>		
現状の課題	シートは家庭を中心に配布しているが、いじめ防止対策について地域との連携を強化していくためには、今後とも家庭だけではなく、地域へ広く配布する方法を検討していく必要がある。		
令和4年度以降の取組	いじめにいち早く気づくことができるよう、すぐに活用できる利便性を確保していくため、内容の改訂を継続していく必要がある。		

事業名	相談窓口リーフレットの作成・配布	担当課	子供未来局いじめ対策推進室
事業を実施した背景・課題等	いじめの早期発見や解決への一助とするために、いじめに関する資料や関係機関の相談窓口をまとめたリーフレットを作成し、広く周知することとした。		
目的等	市立学校の全ての児童生徒と保護者に相談窓口リーフレット【※別紙資料34参照】を配布し、児童生徒や保護者に対していじめに関する相談窓口を周知して、いじめに悩む方々の支援につなげる。  <目標>いじめに悩む方々への支援となるよう、いじめに関する相談窓口について周知浸透を図る。		
実施内容	<概要> いじめ相談窓口リーフレットについて、新学期に学校を通じて市立学校の全ての児童生徒と保護者に配布し、相談窓口の周知を図る。 ※相談窓口・・・24時間いじめ相談専用電話、いじめ相談受付メール、仙台市いじめ等相談支援室「S-KET」、仙台市教育相談室、子育て何でも相談電話、児童相談所電話相談、親子こころの相談室、24時間子供相談SOSダイヤル、子供の相談ダイヤル、少年サポートセンターせんだい、いじめ110番、仙台市いのちの電話相談、子ども悩みごと電話相談、チャイルドライン、ヤングテレフォン相談、子供の人権110番  また、図書館や市民センターをはじめとした市民利用施設等に配架するとともに、イベント等において配布し、広く市民にも周知する。		
	<実績> いじめ相談窓口リーフレットを市立学校の全ての児童生徒と保護者に配布した。また、市庁舎・市民利用施設等に配架するとともに、各地区民生委員児童委員協議会会長を通じ全民生委員児童委員に配布した他、仙台市青少年対策六機関担当者会等、関係機関会議などにおいても配布した。(105,000部印刷)		
	<令和2年度との相違点> 特に大きな変更はない。		
現状の課題	相談しにくい、どこに相談すればよいか分からないといった児童生徒や保護者の立場に立って、リーフレットの構成内容等について工夫を加えながら、引き続き広く周知を図っていくこと。		
令和4年度以降の取組	いじめ予防等の呼び掛けについて、タイトルや内容等をリニューアルするとともに、引き続き広く周知を図っていく。		

事業名	市民向け広報・啓発	担当課	子供未来局いじめ対策推進室
事業を実施した背景・課題等	いじめの防止等に関する条例に基づき，児童生徒，保護者，地域社会等に向けて，いじめ防止等について必要な広報啓発を行う必要がある。		
目的等	<p>市や学校，家庭，地域社会がいじめ問題について共通の理解をもって，ともに連携を図りながらいじめの防止等に取り組む環境を実現するため，社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成する。</p> <p>&lt;目標&gt;社会全体でいじめの防止に取り組むことの重要性やいじめの定義について，様々な方法や機会をとらえて広報周知を行う。</p>		
実施内容	<p>&lt;概要&gt; 社会全体でいじめの防止に取り組む重要性やいじめの定義について理解を広め，全市的に子どもたちをいじめから守る意識を高めるため，広報啓発物の作成・配布や広告の掲載等，仙台市いじめの防止等に関する条例に基づき，広く市民に向けて広報啓発を行う。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各庁舎への懸垂幕，横断幕の掲出及び公用車への啓発用マグネットシートの掲出(5月，11月) 例年，いじめ防止「きずな」キャンペーン期間に合わせて，全庁の協力を得て取り組むもの。</li> <li>・いじめ防止啓発ポスターの作成(11月) 11月のいじめ防止「きずな」キャンペーン期間に合わせて，早期発見のため実践してほしい具体の行動を示したポスターを作成し，市営地下鉄広告，市民利用施設等へ掲示依頼を行った。</li> <li>・市民セミナーの開催(9月) 新型コロナウイルス感染症の拡大により直前に中止した。代替として，11月に学校関係者向けにいじめに関する児童生徒の思いや学校の取組みの発表会を開催し90名の参加となった。</li> <li>・いじめ防止啓発リーフレットの作成(3月)【※別紙資料35参照】 条例や子どもたちをいじめから守るために大人にできることについてお知らせするためのリーフレット。配付は4月以降に地域における子育て・教育関係者を中心に配布。(学校，児童館職員，民生委員児童委員など)</li> <li>・仙台市いじめ防止等対策ポータルサイト「はじめのいっば」開設(3月) これまでのいじめ防止等対策に関する情報を一元的かつ体系的集約したもの。</li> </ul> <p>&lt;令和2年度との相違点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止等対策ポータルサイト「はじめのいっば」を令和3年度末に開設し，情報発信力を強化した。</li> </ul>		
現状の課題	社会全体でいじめの防止に取り組むことの重要性やいじめの定義，各主体の役割等が市民に浸透し，一人ひとりの具体の取組につながるよう，様々な機会や媒体を通じ，分かりやすく効果的な広報啓発を継続的に行っていくこと。		
令和4年度以降の取組	現在の取組を継続しながら，社会全体でいじめの防止に取り組むことについて，より良い周知の仕方や効果的な事業について検討を継続していく。様々な機会を捉えてポータルサイトの認知度を高めるとともに，動画掲載をはじめ，内容の充実を図っていく。		

事業名	いじめ防止等対策本部会議	担当課	子供未来局いじめ対策推進室
事業を実施した背景・課題等	いじめの防止等に関する条例のもと、社会全体でいじめ防止等に取り組むにあたり、市役所においても全ての職員がいじめの問題を自らの問題として認識し、全庁一丸となって施策を展開していく必要があった。		
目的等	本市におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、全庁的な認識の共有と連携を図り、施策を効果的に推進する。  <目標>年間4～5回開催(四半期ごとを目安)する。		
実施内容	<概要> 市長を本部長とし、副市長と各局区長で構成する本部会議において、いじめ防止等対策に関し、全庁的な認識の共有と連携を図り、効果的に施策を推進するための議論を行う。		
	<実績> 令和3年度は計4回開催し、仙台市いじめ等相談支援室 S-KETの相談実績や、施策の実施状況、仙台市いじめ防止等対策検証会議による検証等結果の報告など、いじめ対策等に関する情報の共有や意見交換等を行った。		
	<令和2年度との相違点> 特に変更なし。		
現状の課題	時宜にかなった議題を設定し、全庁一丸となっていじめ防止を検討できるよう、引き続き共有できるようにしていくこと。		
令和4年度以降の取組	全庁を挙げたいじめ防止対策を一層推進していくため、本部会議を通じて様々な取組み等について情報を提供するとともに、引き続き職員がいじめ防止に対する意識の向上を図っていく。		